

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

当事業所では、オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供する体制を有しています。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算を算定します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算：50 円／月

対象患者：訪問看護管理療養費を算定する者

算定要件：別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回に限り、50 円を所定額に加算します。

令和 6 年 12 月 1 日

県北西部地域医療センター国保白鳥病院 訪問看護ステーション